

修学資金を サポートします

一般財団法人 知多和育英会

令和6年度 奨学金制度 (給付型)

千代田区に居住し、勉学意欲があり、高い志を持ちながら経済的理由などで修学が困難な方に修学に必要な学資金の一部を援助(給付)します。

- 対象者 次の要件をすべて満たす方
①令和5年12月1日時点で、千代田区に居住する(住民票を置き、居住実態のある)満22歳未満の方
②令和6年4月に4年制または6年制大学(国公立・私立)に新たに入学する方
- 募集人数 3名予定(審査のうえ決定します)
- 支給額 月額50,000円
※大学在学期間のうち、支給開始初年度から、4年制大学については通算4年間まで、6年制大学については通算6年間まで。
- 申請期間 令和6年2月1日(木)から3月27日(水)まで
- 申請方法 申請書類を千代田区社会福祉協議会 援護係までご提出ください(詳細裏面)

<申請書類>

- ① 申請用紙(千代田区社会福祉協議会窓口、および当チラシ配架施設で配布)
※右のQRコードからもダウンロードできます。
- ② 大学合格通知の写し
- ③ 住民票(世帯全員の記載があるもの)
- ④ 課税(非課税)証明書(本人分を含む世帯全員分)
- ⑤ 写真(4cm×3cm)
- ⑥ 作文(1200文字以上1500文字程度、形式自由、氏名・ページ番号必須)
テーマ『自分の夢の実現に向けて何を学び、また、どのように社会に貢献しようと考えているか』

<審査形式>

- 1次選考(書類選考:申請書類をもとに審査)
- 2次選考(ウェブ面接)
1次選考を通過した方が対象となります。



■実施 一般財団法人 知多和育英会

■事務局 弁護士法人 エルティ総合法律事務所
千代田区神田小川町3-28-7 昇龍館ビル403

■問合せ・申込 千代田区社会福祉協議会 総務課援護係
千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階 TEL:03-3265-1901 FAX:03-3265-1902
E-mail:engo@chiyoda-cosw.jp

01. 制度の主旨

この奨学金制度は、千代田区在住の青少年の育英に寄与するために、千代田区に居住し勉学意欲があり、品行方正かつ高い志を持ちながら経済的理由等で修学が困難な区民に対し、修学上必要な学資金の一部を援助し、社会に役立つ人材を育成することを目的に、一般財団法人知多和育英会が運営するものです。

02. 申請先

- (1) 受付窓口 千代田区社会福祉協議会 総務課援護係
〒102-0074 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階
TEL : 03-3265-1901 FAX:03-3265-1902
- (2) 受付時間 申請期間の窓口業務時間内（祝日を除く、月～金曜日の 9:00～17:00）となります。 ※申請書類は直接もしくは郵送でご提出ください。（申請期間終了当日必着）

03. 審査

奨学金の支給は、知多和育英会の選考委員会により、次の選考での審査の上、同会理事会の承認を得て決定します。

- (1) 1次選考 書類審査（申請期間内に提出された申請用紙および添付書類等による）
- (2) 2次選考 ウェブ面接（1次選考を通過した方）
令和6年度の面接日は4月14日（日）を予定しています。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ウェブ面接形式で実施します。
※審査の結果は、eメールで通知を送付します。

04. 支給決定日

審査終了後 1 か月以内

05. 受取口座届出

奨学金の支給決定を受けた方には、決定通知書とともに受取口座届出書をお送りいたします。受領後速やかにご記入の上、申請者ご本人名義の通帳の控えとともに千代田区社会福祉協議会に届け出てください。

※届出が遅れると、支給が遅れる場合がありますのでご注意ください。

06. 支給について

奨学金は、令和6年4月1日を起算日として、半期（6か月）単位で給付します（6か月分を一括して5月と11月に指定口座に振り込みます）。受給資格の年度更新のため、2年目以降は事務局が指定する日までに前年度の成績証明書及び当年度の在学証明書の提出が必要となります。

07. 保護者

申請に際しては、申請者の親族等による保護者の記入を必要とします。

08. 推薦人

申請に際しては、申請者の任意により推薦人を立て、推薦理由を記入することができます（必須ではありません）。

09. 変更

申請書の記載内容に変更があったときは、申請書に変更内容を記載し、必要書類を添付して再提出してください。

10. 辞退

奨学金の辞退をするときは、申請書に理由書を添えて速やかに提出してください。

11. 支給取消、停止

申請書及び添付書類等に不備または不実記載があったとき、連絡が取れなくなったとき、または学業成績が著しく不良のときは、支給を取り消し、または停止することがあります。また、その際、奨学金を返還していただくこともあります。